

東海 の 古 代

第182号 2015年10月

会長 : 竹内 強

副会長・発行 : 林 伸禧

編集 : 石田敬一

投稿先アドレス : furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP : http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

天氏、尾張氏の時代 (3)

名古屋市 加藤勝美

6 先代旧事本紀の検討

尾張氏、物部氏など古代の有力豪族について系図的な記述が中心ながら、貴重な情報を提供してくれるのが、『先代旧事本紀』という史料である。

同書は平安初期までには成立していたことが確実視されている。『釈日本紀』(『日本書紀』の解釈本で、書紀の講義に使用された)等に引用されているからである。平安初期以前の成立という、そのこと自体非常に稀有で貴重な書、と言わざるを得ない。

ところが、その割に、一部の研究者を除き、同書は尊重されることがなく、顧みられない状況が続いている。詳細は『先代旧事本紀の研究』(鎌田純一著、吉川弘文館、昭和37年2月)によっていただきたい。ここでは論考の進行に必要な範囲で概略にとどめるが、顧みられない理由はこうである。

『先代旧事本紀』には序文が付されていて、同書は聖徳太子と蘇我馬子による撰だと記されている。つまり推古朝には完成していた、とする驚くべき序文なのである。

そこで、平安期から江戸時代にかけて延々6百年以上に渡って『古事記』や『日本書紀』よりも古い史料として尊重されてきた。ところが、

江戸時代中期に入って国学者などから、突如としてその真書性を疑われ、偽書に相違ない、との烙印を押されるに至る。『先代旧事本紀』の権威は一挙に失墜し、現在ではほとんど顧みられないことがない存在と化している。

偽書の理由は次のとおりである。

- (1) 『古事記』、『日本書紀』および『古語拾遺』からの引用文と見られる文章が含まれている。
- (2) 推古朝より後世の記事が見られる。

これらは、実に明快な理由である。『古事記』(712年成立)や『日本書紀』(720年成立)はおろか、大同二年(807年)成立とされる『古語拾遺』からの借文が存在するとあっては、言い逃れのしようがない。

さらに、(2)の例として、巻5「天孫本紀」の終末部に次のような一文が登場する。

此連公、飛鳥浄御原宮御宇天皇御世、賜氏上内大紫冠位。

意味はこうである。

「此連公(物部15世の孫である物部雄君連公)は飛鳥浄御原宮の御世に、氏上内大紫冠位を賜った」

飛鳥浄御原宮の御世とはいうまでもなく、天武天皇朝のことで、聖徳太子の生きた推古天皇朝よりも七代も後の天皇朝になる。

飛鳥浄御原宮の御世に云々という記述は、物部17世の孫である物部連公麻呂の力所にも登場する。

以上でお分かりのように、2点が2点とも誰

の目にも疑いようがない程後世作を裏付ける明快な証拠に満ちている。ところが、私にはこれが不審でならない。

第一に、600年以上にもわたって尊重されてきた史料が突如として偽書となる、そんなことがあるのだろうか。その間、幾千人、否、幾万人とも知れぬ多数の人々が目を通したに相違ない。なのに、誰一人、明快な後世記事に気づかない、そんなことが考えられるだろうか。私の大きな不審である。

第二に、『先代旧事本紀』に引用されている『古事記』や『日本書紀』の文は、一カ所や二カ所ではない。おびたしい数のカ所が引用されている。それなのに、その一カ所すら気づかない、そんなことが考えられるだろうか。

第三に、『日本書紀』は、官人たちに、一回に30年もかけて、じっくりと徹底的に講義が行われている。最低7回は開催されてきたことが分かっている。そして、『釈日本紀』や『弘仁私記』という形で、その解釈書まで遺されている。そんな中で引用されたりして、『先代旧事本紀』は尊重されてきた史料なのである。いうまでもなく、『日本書紀』の講義を行う学者は当代有数の学者、『日本書紀』の専門家なのである。そんな人々が天武天皇朝のような後世記事が記されていることに、誰一人として気づかなかった、そんなことがあり得るだろうか。天武天皇と言えば、『日本書紀』の編纂を命じた、いわば『日本書紀』の生みの親であり、『日本書紀』30巻の内2巻がまるまるその記述に当てられている天皇なのである。飛鳥浄御原宮の御世といえ、当時、誰一人知らぬ人がいなかった筈である。それほど高名な天皇の治世が記されている。なのに官人の誰一人として、否、講義を行う当代有数の学者さえ気づかなかった、そんなことがあり得るだろうか。

そんなことはあり得ない。私は、「絶対」の文字を冠して断言出来る。私たちは、『先代旧事本紀』を真書として復権させ、ある意味では『古事記』や『日本書紀』以上に重視しなければならない、と考えざるを得ない。

7 『先代旧事本紀』の復権

「よろしい、お前の不審には一理ある。だが、おびたしい数の後世史料の借用文で埋められ

ていることは現実だ。加えて推古天皇よりも七代も後の天武朝のことが記されているのも否定しようがない。推古朝撰と記す序文が奇妙だと考えてはいけないのか」

こんな反論が聞こえてきそうである。いわゆる序文を偽作とみなす主張だ。だが、この主張は全体を無視した、あまりに近視眼的な主張に思われる。

『古事記』、『日本書紀』、さらには『古語拾遺』の文まで、それもおびたしいカ所にわたって借用している書である、ざっと目を通しただけで誰もが気づく事実である。始めっからバレバレなのが分かっている、誰がわざわざ偽の序文を書いて付与するというのであろう。そんなものを付与すれば、かえって不審を抱かれ、一瞬の内に本体の真実性まで疑われかねない。偽の序文の付与、児戯にも似た無意味な行為と言わざるを得ない。

本体成立後、推古朝撰などと記した序文をどこかの時点で付与、などということはどうも考えられないのである。序文は最初っから付いていた、こう考えざるを得ないのである。

推古朝撰なる序文が当初からあった、と考えざるを得ないが、事実の推移はそれを裏付けるに値するだろうか。そう、まさに値するのである。推古朝撰とする序文と本体、それはまさにぴったり呼応していたに相違ないのである。だからこそ、延々600年余にもわたって、当代一流の学者を始めあらゆる官人たちが『先代旧事本紀』を最古の史書として尊重してきたのである。こういう事実の推移を直視する限り、私たちの誰一人として、『先代旧事本紀』の真書性を疑うことが出来ない筈である。疑う人は、高名無比な天武天皇の記述さえ気づかないほど当時の人々は間抜けだった、と知っているに等しいことになる。

ここまで来れば、状況ははっきり見えてくる。江戸中期の学者が、偽書と断定した『先代旧事本紀』、すなわち10巻から成る現行の『先代旧事本紀』は、江戸以前の『先代旧事本紀』とは異なっていた、これが私の結論である。それまで人々が600年以上にわたって尊重してきた書を、今かりに『原旧事本紀』と呼ぶことにすると、『原旧事本紀』には当然『古事記』等の後世史料からの引用は一切なかったに相違ない。まして後

世天皇の名など書かれている筈などなかった。

証拠があるわけではないので、断言は出来ない。証拠とわたしがいうのは、たとえば現行の『先代旧事本紀』とは別の写本、出来れば『原旧事本紀』そのものが見つければ、という意味だ。今のところ発見は期待できそうにない。そこで、断言はできない、としたのだが、しかし、論理上、『原旧事本紀』が存在したことは確実視される。少なくとも、そう考えないと、序文の存在やおびただしい引用が施されている現行の『先代旧事本紀』の後世性に誰一人気づかなかった、その不可解さを理解できない。

一般に古代の文献は失われてしまって、かなり新しい時代の写本しか遺されていないことが多い。最も多くの人々に愛用された史書と思われる『古事記』でさえ、その写本は鎌倉期に写本された名古屋の大須真福寺本が遺されているに過ぎない。

『原旧事本紀』が失われていたとしても少しも不思議はない。

私は、『原旧事本紀』を写本した人物が家蔵し、それが代々伝えられていく内に、何らかの必要があつて、新たに追記したのではないかと考えている。私など年表などに後世記事を追記することがある。原年表は印刷物だから、手書きで追記すれば後になっても追記だと分かる。だが、墨書の場合、追記すれば、追記なのか、元々あった記述か分からなくなる。

他のケースは特定の巻が失われたり、一部欠けたりした場合である。それを『古事記』等後世の史料を色々参照して復元ないし補記に努めたのではないかと、との推定である。おびただしい数の引用は、特定の巻なりカ所に集中的に施されている。私の推定が的を射ていないとは言えない。

そもそも『积日本紀』等が引用する『先代旧事本紀』の文章中に、『古事記』等後世史料から引用した文章など見られない筈である。つまり「旧事云」とした後で引かれた文章が、実は後世史料の一文だったら、私もまた『先代旧事本紀』は偽書との断定に服するにやぶさかでない。が、そんなことはない筈である。

代々伝えられてきた『先代旧事本紀』に追記し、あるいは復元や補記を試みたりしたことには悪意があるとは思われない。真書であるものを

わざわざ偽書に見せかけるために追記等を施すなどという無意味なことを行う人はいないに相違ないから・・・。

私のいいたいことはこうである。

現行の『先代旧事本紀』に先立つ『原旧事本紀』が存在したに相違ない。そして現行の『先代旧事本紀』はその後の人物（おそらく江戸期に入ってからの人物）が悪意無く追記等を施したものである。

したがって、現行の『先代旧事本紀』の記述中追記等が行われていない記述は、そのまま推古朝に書かれたもの、と考えてよいのではないかと、これが私の結論である。推古朝に成立したのだからすべてその内容が史実として正しい、と私は言っているのではない。それは偽書か真書かという問題とは全く別の問題である。

以上、『先代旧事本紀』についてやや言及が長きに失したかも知れない。それもこれも、『先代旧事本紀』が不当に扱われ、顧みられないことがないのを心配し、同書を是非復権させて、平安初期からすでに知られている稀有の史料が活用されることを願っているからである。

『先代旧事本紀』の有用性を指摘し終えた今、いよいよ次回から尾張氏の考察に入るつもりである。

継体天皇即位までの過程

一宮市 竹馬正雄

1. はじめに

雄略天皇が倭王武となり、近畿朝を離れ九州王朝に帰った後、継体天皇が出現し即位するまでの過程を推考する。近畿政権は雄略により政治的同盟評議会政権から朝廷的単独政権になった。これは雄略が九州王朝の太子であつて、本家九州王朝の形態を導入したからである。しかし、白髪皇子(清寧天皇)に譲位するや否や、近畿政権の豪族たちは旧政治形態の評議会への復帰を望んだようであり、各豪族が夫々に画策した様子が『記紀』に著されている。これらの記事から継体即位まで過程を読み解いてみたい。

参考資料として、小学館の新編日本古典文学全集『日本書紀』②(以下新編『書紀』②という)及び角川書店の角川文庫『新訂古事記』(以下新訂『記』という)を用いた。

2. 継体天皇即位までの過程

(1) 清寧天皇紀

清寧紀は次の顕宗紀の序文のようで、治政に関する然したる記事はない。最初にあるのが星川皇子の謀叛の記事である。星川皇子が母・吉備稚媛の勧めに従い「大蔵の官を取り、官物を費やした。」とある。

吉備稚媛、星川皇子に関する『書紀』の記事は次のとおりである。

(雄略)元年春三月…(略)…。是の月に三妃を立てたまふ。元妃、葛城円大臣が女を韓媛と曰ふ。白髪天皇と稚姫皇女とを生む。…(略)…。次に吉備上道臣が女稚媛有り。二男を生む。長を磐城皇子と曰ひ、少を星川稚宮皇子と曰ふ。

(新編『書紀』②、149・150頁)

(雄略七年)是の歳に、吉備上道臣田狭、殿側侍りに侍りて、盛に稚媛を朋友に称めて曰く、「天下の麗人は、吾が婦に若くは莫し。…(略)…。田狭臣、稚媛を聚りて、兄君・弟君を生む。別本に云はく、田狭臣が婦、名は毛媛といふは、葛城襲津彦が子、玉田宿禰が女なり。

(新編『書紀』②、171頁)

雄略天皇は元年3月に仁徳天皇の孫・草香幡媛姫皇女(大草香皇子の娘)を皇后として、同時に韓媛、稚媛、童女君の三妃を立てたとしているが、九州王朝から允恭天皇の弔問に来た後に大和に留まり、近畿政権を篡奪した雄略天皇には即位と同時に三妃を立てるまでの力はない。韓媛は「元妃」とあり、また雄略即位前紀(新編『書紀』②、145頁)より即位前に妃としたことが分かるが、稚媛と童女君は即位後暫くしてからであると考えられる。稚媛は雄略7年の記事が正しくて、吉備上道臣の娘ではなく、同田狭の妻であり、別本にあるように玉田宿禰の娘である。つまり、星川皇子は雄略天皇の子ではなく、葛城氏と吉備氏の血を引く皇子である。従って、天皇位を狙って謀叛を起したことに肯けるのである。これは吉備氏が近畿政権を掌握しようと

して失敗したことの象徴である。

清寧天皇は雄略の忠臣・大伴室屋大連の活躍により吉備勢力を排除して天皇位に就いたが、近畿政権内では、まだ九州政権を排除しようとする動きがあった。それが播磨を中心とした西国の豪族たちで、雄略に暗殺された市辺押磐皇子の子、仁賢・顕宗天皇兄弟を担ぎ出したのである。しかし、近畿政権内で話し合いがつかず、一先ず葛城氏の預かりとなった。

(2) 顕宗天皇紀

その様子が顕宗天皇即位前紀にある。

(白髪天皇五年春正月)是の月に、…(略)…。天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮にして、臨朝秉政し、自ら忍海飯豊尊と称りたまふ。

(新編『書紀』②、237頁)

葛城氏がナカツスメラミコト(中都天皇)として飯豊青皇女を天皇にしたが、その年末に漸く難波勢の援護を受け、弟の顕宗が天皇に就くことになった。しかし、東国勢力の反対はまだ残っており、顕宗は大和に入ることができずに「近飛鳥八鈞」に宮を造った。さらに、雄略の九州王朝の影響も残っており、その影響を取り除こうとした様子が次の記事である。

(顕宗二年秋八月)其の陵を壊ち、骨を摧きて投げ散さむ。

(新編『書紀』②、249頁)

これに対し、九州王朝に戻っていた雄略は近畿に監視団を送り圧力を掛けた。それが次の記事である。

(顕宗三年春二月)是に月神、人に著りて謂りて曰はく、「(略)。民地を以ちて、我が月神に奉れ。(略)」とのたまふ。…(略)…奉るに歌荒櫛田を以ちてす。山背国葛野郡に在り。吉伎県主の先祖押見宿禰、祠に侍へまつる。

(新編『書紀』②、252・253頁)

(顕宗三年夏四月)日神、人に著りて、阿閉臣事代に謂りて曰はく、「磐余の田を以ちて、我が祖高皇産霊に献れ」とのたまふ。…(略)…。対馬の下県直、祠に侍へまつる。

(新編『書紀』②、253頁)

これにより、顕宗の代は終わり、兄仁賢天皇

の代になった。顕宗3(487)年は『記』では雄略存命中である。

(3) 仁賢天皇紀

仁賢天皇は和珥氏の援護を受け、その領地内の石上(天理市石ノ上)に石上広高宮を設けた。しかし、九州王朝の監視が強かったのか、何もしないまま仁賢11(498)年8月に崩御した。この間、特記することは、次のとおりである。

(仁賢)七年春正月丁未朔の己酉に、小泊瀬稚鷦鷯尊を立てて皇太子としたまふ。

(新編『書紀』②、263頁)

小泊瀬鷦鷯尊(武烈天皇)の母・春日大娘皇女は雄略天皇と和珥臣深目の娘・童女君との間の子であり、この仁賢7(494)年の時、小泊瀬の年齢は13~15歳と推考する。それは、「前妃春日大娘皇女」とあるので、仁賢即位以前からの妃である。また、その時期は顕宗記に次のようにある。

天皇、御年参拾捌歳、八年天の下治らしめき。

(新訂『記』192頁)

『記』のこの記事から仁賢・顕宗兄弟の近畿入りは清寧元(480)年であり、この年から既に活動が始まっていたと考えられ、また清寧は夭逝し天皇位に就いていないとの説(大橋信弥著「継体天皇と即位の謎」吉川弘文館)もあり、仁賢が立太子した清寧3(482)年には、武烈は既に誕生していたと考える。

九州王朝に帰った雄略は近畿に残した大伴室屋や後に送った監視団により、葛城氏・和珥氏の大和豪族や尾張氏などの東国豪族による同盟近畿政権への睨みを利かせていたようである。

余談であるが、大伴室屋は稲荷山鉄剣にある「乎獲居臣」ではないかと考える。雄略紀・清寧紀での大伴室屋大連は武勇ある忠臣で、親衛隊長「杖刀人の首」に相応しい人物である。また、清寧2年2月に諸国に遣わされた後には登場場面がない。これが関東への派遣であり、常陸国風土記の「倭武天皇」説話ではないかと考える。さらに、名の室屋とは雄略記にある「志幾の大梟主」から取り上げた「斯鬼宮」に因んだ名と推察する。つまり、「**堅魚を上げた舎屋**

を作れる家」(新訂『記』174・175頁)に因んだ名と考えるのである。

(4) 武烈天皇紀

清寧紀、顕宗紀、仁賢紀を通して窺えることは、播磨・丹波・吉備などの西国の豪族が脱九州王朝を図ったが、九州王朝の監視が強く何も出来ずに19年が過ぎたということである。雄略は自分の血筋に戻すべく、大伴氏に命じ仁賢11(498)年12月に武烈天皇の即位を図ったのである。

因みに、雄略(倭王武)の死を『記』は489年としているが、中国史書『梁書』に「502年、高祖(武帝)即位し武に征東將軍の号を進む」とあるのを信じると雄略の死は502年以降で、498年は存命中であり60歳であったことになる。しかし、この武烈の所業はとても天皇位にある人物の所業と思えない。武烈架空説も肯定できるのである。

一方、連合政権から外れ清寧朝の大臣になっていた平群真鳥は、大伴室屋大連が関東に去った後、清寧・顕宗・仁賢天皇が看板だけになっていたのを良いことに息子の鮪と共に国政を擅にしていた。

(武烈即位前紀)大臣平群真鳥、専ら国政を擅にして、日本に王たらむと欲ひ、陽りて太子の為に宮を営り、了りて即ち自ら居む。

(新編『書紀』②、269頁)

しかし、この平群真鳥・鮪親子も九州王朝監視団の大伴金村連に討伐された。この時、平群真鳥は広い範囲の塩を呪詛したが、「角鹿の海塩」のみを忘れた。これは後に継体天皇が出現することを暗示するための修文である。

同盟近畿政権内の反九州王朝派である葛城氏、和珥氏、尾張氏らは、雄略天皇が九州に去った後、ずっと復権を図っていたと考えられる。そして、平群真鳥の事件を切掛けにして本格的に行動を起した。

3. 継体天皇出現前夜

雄略天皇は九州王朝へ去った後も近畿政権に影響を与えていた。それに対抗して、旧近畿政権は雄略以前の政治的同盟評議会政権への復帰

の機会を窺っていた。雄略は九州王朝から大和に来て、武力により政権を篡奪し、単独政権を樹立した。しかし、九州王朝の兄・倭王興が死に、後を継ぐために九州へ帰った。そして、大伴氏、物部氏らの監視団により、『梁書』の伝える502年以後まで影響を与え続けたが、まもなく終りを告げ、大和は混乱に陥った。雄略の後を継いだ九州王朝の命を受けた大伴金村大連は武烈天皇を廃し、九州王朝との関連のある仲哀天皇の五世の子孫倭彦王を迎えようとしたが失敗した。仲哀の子孫を選んだのは息長氏の協力が得られると考えてのことである。仲哀天皇の妻は息長帯比売命であり、その関連からである。

ところが、息長氏は尾張氏との関係を深めて、別途、越前三国の高向邑で養育されていた継体天皇を担ぎ出した。つまり、近畿政権の反九州派の北近江、越の坂井郡、東国の尾張・美濃などの豪族は脱九州王朝の同盟政権の復権を図るために、応神天皇の五世の孫の継体を担ぎ出したのである。

では、その中心となった氏族を継体の妃の出身から考察してみよう。

	古事記	日本書紀
1	三尾君等祖、若比売	皇后、手白香皇女
2	尾張連等祖・凡連妹、目子郎女	元妃、尾張連草香女、目子媛
3	意富祁(仁賢)天皇御子、手白髪命	三尾角折君妹、稚子媛
4	息長真手王女、麻組郎女	坂田大跨王女、広媛
5	坂田大俣王女、黒比売	息長真手王女、麻績娘子
6	茨田連小望女、関比売	茨田連小望女、関媛
7	三尾君加多夫妹、倭比売	三尾君堅槌女、倭媛
8	阿倍波延比売	和珥臣河内女、黄媛
9	—	根王女、広媛

以上が『古事記』、『日本書紀』にある継体天皇妃の一覧表である。

継体擁立に関わった氏族は即位前に関わった氏族と考え、北近江の三尾氏、息長氏、坂田氏と越前坂井の三尾君氏及び東国の尾張氏が中心となって行ったと考える。

(1) 三尾氏、三尾君氏

継体紀に継体は、父彦主人王が近江国高島郡

の三尾の別業^{なりどころ}に居た時に、母振媛を三国の坂中井^なより迎えて産まれたとしている。そして、幼年^なくして父王が薨去したので、母が故郷の三国の高向邑に連れて帰り育てたとある。また、三国は越前国坂井郡で、同郡地内に水尾郷の存在が確認されており、さらに三尾氏系譜と母振媛の父祖系譜が一致することが知られている。これ等のことから三尾氏、三尾君氏の本拠地は越前国坂井郡であると推考する。

「別業^{べつげふ}」とは別邸、別荘のこととあるが、生業^{なりわい}の地ことで生活の糧を得るための土地である。即ち所領地であり、近江国高島郡の三尾氏はこの所領地の管理を担っていた氏族であったと推測する。つまり、近江高島の三尾氏も越前坂井の出身で、三尾君氏と同族であったと考えられ、三尾氏は坂井郡より来て、継体の父の所領地を管理していたのである。それ故に振媛のことが上申できたのである。そして生れた継体を三尾君氏が引き取り養育したのである。この継体誕生の時期は記紀で異なりをみせている。

(継体記)天皇、御年肆拾参歳。丁未(527)の年四月九日崩りたまひき。

(新訂『記』195頁)

(継体紀)天皇、年五十七歳の、八年の冬十二月の^{8日}己亥に、小泊瀬天皇崩ります。

(新編『書紀』②、285頁)

(継体二十五年二月^{7日}丁未)天皇、磐余玉穗宮に崩ります。時に年八十二なり。

(新編『書紀』②、329頁)

『記』では527年4月9日に43歳で崩御したとしているので、誕生は485年となる。『書紀』では506年(武烈8年)57歳、531年(継体25年)に82歳とあるので、誕生は450年となる。この二つの違いを考察するに、『書紀』は父彦主人王の誕生年で、『記』が継体の誕生年と考えるのが妥当と思われる。即ち、この年数の差35歳を『書紀』にある安閑天皇の崩御の年70歳と宣化天皇のそれ73歳とから引くと安閑35歳、宣化38歳となり、現実的であり納得して頂ける年と考える。

この継体の誕生した485年は顕宗が即位した年で、近畿政権が脱九州王朝を始めた年である。しかし、継体が育った顕宗・仁賢年間では脱九

州王朝は上手く行っていなかった。そこで、越前坂井の三尾君氏は手許に置いていた継体を担ぎ出しリーダーシップをとることを考えたのである。

鎌倉時代後期に、『書紀』の注釈書として卜部兼方が著した『釈日本紀』が引用する『上宮記』に、応神から継体までの系譜が記載されており、継体の父汗斯王(彦主人王)は牟義都国造伊自牟良の娘・久留比売命の子とある。つまり、三尾君氏は自氏族から継体に妹や娘を嫁がせると同時に縁の有る東国美濃に働き掛けて、尾張連草香の娘・日子媛を妃に迎えたのである。

(2) 息長氏、坂田氏

息長氏は琵琶湖、淀川の近江水系を支配した氏族である。その息長氏の祖は数多くいわれており、古くは開化天皇の子・日子坐王の妃になった息長水依比売、次に息長帯比売命の父・息長宿禰王、次に応神天皇の孫で息長坂君・酒人君・三国君らの祖といわれる意富々杼王、次に応神の五世孫で継体妃の麻績娘女の父・息長真手王などがあげられる。これらの名を見ると、息長宿禰王は仲哀天皇・神功皇后と、意富々杼王は允恭天皇と、息長真手王は継体天皇と夫々の擁立への関わりがみられる。近江水系を支配して財力を蓄えた息長氏はその財力により天皇擁立に大きな影響力を発揮したキングメーカーであったと推測する。

坂田氏は息長氏と同じ近江国坂田郡を本拠地とした氏族で、現在の長浜市である坂田郡北部を依拠としていた。そして、息長氏と行動を伴にしていたと考える。

(3) 尾張氏

尾張氏の祖については、『書紀』に次のようにある。

火明命と号す。是尾張連等が始祖なり。

(新編『書紀』①、123頁)

即ち、天神系の孫であり、九州海人族の一員である。また、神武紀には次のようにある。

又高尾張邑に土蜘蛛有り。…(略)…皇軍、葛の網を結ひて掩襲ひ殺す。因りて号を改め其の邑を葛城と曰ふ。(新編『書紀』①、228・229頁)

この高尾張邑が尾張氏の本拠地であったとの説もあるので、尾張氏は葛城氏とも深い繋がりがあったものと推測する。

尾張氏は葛城より美濃・飛騨を巡り、尾張の地に落ち着いたのち勢力を拡大し、天皇の後や妃を出すに至った。孝昭紀には尾張連の遠祖・瀛津世襲の妹の世襲足媛が皇后になり、崇神紀には尾張大海媛が妃になったとあり、古代より近畿政権の中央との関わりが深く、中核を担った氏族である。それは、纏向遺跡から東海の土器が大量に出土していることが証明している。また、允恭紀五年の記事にある玉田宿禰に殺された尾張連吾襲に関して、頭注は次のように記している。

『旧事紀』天孫本紀に「十六世孫尾治坂合連・允恭天皇御世、為寵臣供奉。…次尾治阿古連」
(新編『書紀』②、112頁)

大和に本拠地を持たない尾張氏が允恭天皇の寵臣であったことは、息長氏との関連の深さを表している。つまり、允恭の和風諡号は雄朝津間稚子宿禰であり、近江坂田の朝津港を配下に置く息長氏と関係が深いことを表しており、この息長氏の推挙により允恭の側近になっていたと考える。

このように、尾張氏は近畿政権の中核にあり、継体擁立に当たっては、息長氏、三尾君氏らと共に中心となって尽力したのであると考える。

4. まとめ

近畿政権は神武・崇神開朝以来、各地から大和に集まった豪族による政治的同盟評議会により政治が行われてきた。しかし、雄略天皇が九州王朝より大和に来て、武力により政権を篡奪し、緩い国家的単独政権を樹立した。近畿および地方豪族は一時的に鳴りを潜めていたが、雄略が九州へ帰ったのを機に、まず吉備勢力の星川皇子が政権奪還を図ったが失敗した。次に播磨、丹波勢力が顕宗、仁賢を立てて政権奪還を試みたが、九州王朝派遣の伴氏、物部氏による監視が強く、上手くいかなかった。次に、雄略(倭武王)の死を機会として、近江、越前、東海の豪族が継体を応神五世の孫と称して担ぎ出

し、政権奪還を行った。

これが継体即位までの概略過程である。継体の出自については渡来人であり、武力による政権篡奪との説もあるが、先ずは近江、越前、東海の豪族に擁立され近畿入りし、時を経て和珥氏、葛城氏の援助の許に、九州王朝監視団の了解を得て、仁賢の娘・手白香皇女を皇后に迎えることにより、漸く大和入りすることが出来て磐余玉穗宮に落ち着いたのである。

倭國伝の秦王國について

名古屋市 石田敬一

1 竹島の地名の由来

現在、市販されている韓国地図の中で、いちばん大縮尺と思われる『韓国道路地圖』（2010年3月、中央地圖文化社）とWEBサイト「コネスト韓国地図」において、朝鮮半島の南西部に竹島の地名が数多く集中していることを、私はこれまで明らかにしてきたところです。

倭國への行程



朝鮮半島南西部に多くの竹島の地名があるのは、竹が繁茂している島が多いので竹島と呼ばれ、それが地域全体を代表する地名になったのだと考えられます。この竹島の地名が数多く集まる全羅南道の中央、潭陽郡は韓国国内の竹林面積の約25パーセントを占め、竹製品の生産地として有名です。

竹は、竹かごやザルなどを作る器の材料、食

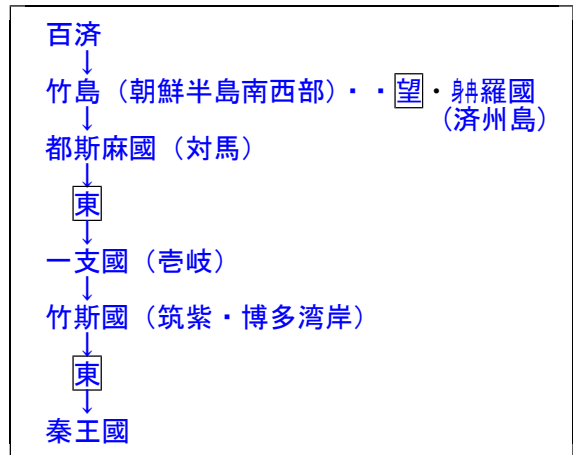
用、また、古代には竹簡として重用されており昔から竹は重要な産物でした。『隋書』倭國伝の倭國への行程に示される「竹島」は、この重要な竹を産出する朝鮮半島南西部の地域を代表する地名に相応しく、現在までその地名が継続し、この地域に竹島の地名が残っているのです。

それは、『隋書』倭國伝に記述された阿蘇山の名称が今も変わらず現存しているのと同様のことでありとしたいと思います。

現在、この朝鮮半島南西部の潭陽郡には、韓国竹博物館が建造されており、この地域において竹が重要な産物であることを示しています。

これまで未確定であった竹島の位置が明確になったことから、倭國への行程のうち九州の竹斯までの航路については、最初に示した図「倭國への行程」のとおりで問題ないと思います。

倭國伝の国名と現在の地名との対比



2 「其人」について

又東至一支國，又至竹斯國，又東至秦王國，其人同於華夏，以為夷洲，疑不能明也。

(中華書局版『隋書』倭國、P1827)

さらに東に一支國に至り、さらに竹斯國に至り、さらに東にして秦王國に至れり。其人華夏に同じ。以て夷州と為すが疑うも明らかにすること能わざるなり。(読み下しは泉城による。以下同じ)

一支國は壹岐であり、竹斯國は筑紫、そして竹斯國の東隣りに、秦王國は位置することになります。

ここで「其人」は、通説では、直前に、秦王國の国名が記されているので、秦王國の人を指すとされますが、それは間違いでしょう。「其

は、直前の国の人のことを指さないことが明確に分かる例を『舊唐書』から示します。

歴周及隋，猶隔諸羌，未通於中國。其國人號其王為贊普

(中華書局版『舊唐書』吐蕃上、P5219)

周及び隋を歴るに、なお諸々の羌と隔たり、いまだ中国に通ぜず。其の国の人、その王を号するに贊普と為す。

これは『舊唐書』の吐蕃^{トバン}伝の記事です。吐蕃は、現在のチベット自治区にあたります。周とあるのは北周(556～581年)のことで、この北周に続く隋(581～618年)の時代を歴て、羌は、中国(唐・618～907年)に未だに通交していないと記述されています。

羌は、中国北西部一帯に住んでいたチベット系遊牧民のことで、「其の国の人」は、その王を贊普王と号していると記述されます。

贊普は、吐蕃の王、ティツク・デツェン(在位815～836年)の漢字表記ですから、ここにいる「其國人」は、吐蕃の国の人を指すことが明らかです。「其國人」の直前に「中國」の国名がありますが、「其國人」はもちろん中国人のことではありません。

もう一例をあげます。

婆利國，在林邑東南海中洲上。其地延袤數千里，自交州南渡海，經林邑、扶南、赤土、丹丹數國乃至焉。其人皆黑色，穿耳附璫

(中華書局版『舊唐書』婆利國、P5270～5271)

婆利國は、林邑の東南海の中洲の上に在り。其の地は延べの表さが數千里で、交州より南に海を渡り林邑を経て、まさに扶南、赤土、丹丹數國のあたり。其の人は皆、黒色で耳に穴を穿け耳飾りを付けている。

これは『舊唐書』の婆利國伝の冒頭の記事です。「其人」は、直前にある扶南、赤土、丹丹數國の人ではありません。これは婆利國のことを説明している記事であって、婆利國は、扶南、赤土、丹丹數國の辺りにあるとされますから、「其」は扶南などの国々を指すのではなく、冒頭の婆利國を指します。つまり「其人」は婆利國の人です。婆利國の人は肌が黒くて耳飾りをしているので南方の國の人のようです。その語

感からすると、婆利國は、バリ島を指しているのかも知れません。ちなみに、この記事の「其地」も婆利國の地を指すことは当然です。

「其」は、列伝の当該の國を指すのです。

したがって、これらの例から、『隋書』倭國伝の「其人」は、その直前に記述された国、秦王國の人のことではなく、倭國の人を指します。しっかり『隋書』を読めば、「其人」、「其國」の「其」は、おのおのの列伝の冒頭に記述された國を指すのは、明白です。

次の『隋書』倭國伝の「其國」、百濟伝の「其人」、新羅伝の「其人」の事例も同様に、冒頭に記述された当該の國を指しています。

①倭國伝

- ・其國境東西五月行(倭國の国境は東西五月行)
(中華書局版『隋書』百濟、P1825)
- ・其國大亂，遞相攻伐(倭國は大亂し、互いにあい攻伐す)(中華書局版『隋書』百濟、P1825)

②百濟伝

- 其人雜有新羅、高麗、倭等、「倭」原作「倭」亦有中國人。(中華書局版『隋書』百濟、P1818)
- 百濟の人は、新羅、高麗、倭等が雜居し、また中国人もあり。

③新羅伝

- 故其人雜有華夏、高麗、百濟之屬，兼有沃沮、不耐、韓、獫之地。
(中華書局版『隋書』新羅、P1820)
- 故に新羅の人は、華夏、高麗、百濟之屬が雜居し、沃沮、不耐、韓、獫之地を兼ねる。

「其」は、それぞれ倭國伝、百濟伝、新羅伝の当該の國を指しますので、倭國伝の「其人」も、これらと同様に倭國の人を指しています。当然、秦王國の人も、倭人です。

3 秦王國について

秦王國については、極めて簡単に「又至竹斯國，又東至秦王國」(さらに竹斯國に至り、さらに東にして秦王國に至れり。)と記述されています。この記述をもとに、秦王國は山口県東部の周防あたりで、さらにこの後に記述される十余國は瀬戸内海にあるのではないかと唱える説があります。しかし、このような主張は、秦王國

は竹斯國の東に位置するという記述から想像を大きく膨らませた思いつきであって、倭國伝の冒頭の記事をまったく無視しています。冒頭の記事の枠組みの中において、秦王國や十余國の位置を認識することが重要です。冒頭の記事には、倭國は九州本島であると述べられていますので、瀬戸内海など九州本島の外に秦王國を求める説は成立しないと私は考えます。

そもそも、周防や瀬戸内海の地名は、倭國伝に一切出現しません。秦王國は九州本島内にある。こうした認識をしっかりと持つ必要があるでしょう。

また、秦王國は、豊国であるとの説もあります。しかしながら、隋の使者は秦王國からさらに十余国を経て九州の「東海岸」に達しますので、豊国を現在の大分県と福岡県東部に比定するのであれば、十余国の入る余地が無くなってしまいます。たとえば、「東海岸」を津久見や佐伯あたりに想定すると、そこまでに十余国が存在しますので、各国を割り振れば、竹斯國も秦王國も現在の市町程度の大きさになります。別府や大分あたりを東海岸と想定すれば、もう少し狭い区域になりますが、現在の市町程度の大きさと考えて大方は間違っていないでしょう。

さて、秦王國は、秦王という特異な王名が付いた國であり、中国人の国だと言う意見もあります。また、秦王國は、紀元前にあった秦の国の末裔が建国した国ではないかとか、秦の始皇帝の命により長生不老の靈薬を探しに来た徐福が建国した国ではないかなど夢のある話題を持ち出す人もいます。しかし、先に「其人」で示したように秦王國の人は、倭人です。

では、秦王國とはいったいどんな國でしょうか。実は、中国史料に秦王の記事は多数出現し、中国ではよく知られた王名です。この中国史料から秦王の記事をいくつか掲げます。

皇子雁門公廣為晉王，俊為秦王，秀為越王，諒為漢王。

(中華書局版『隋書』帝紀／高祖楊堅、P. 13)

楊俊は、隋を建国した文帝（楊堅、在位581～604年）の三男で、隋が建国されると秦王に封じられました。また、楊浩は、秦王である楊俊の長男で、隋朝の第2代皇帝（在位604～618年）

の煬帝（楊広）の甥にあたり、楊広が皇帝に即位すると、父の楊俊の後を嗣ぎ秦王に立てられ、叔父である煬帝を補佐します。

九月乙丑，立秦孝王俊子浩為秦王。

(中華書局版『隋書』帝紀／高祖楊堅、P. 66)

李世民は、唐を建国した高祖（李淵、在位618～626年）の次男で、唐が建国されると秦王に封ぜられ、父である皇帝・李淵を補佐し乱立する群雄を討ち取りました。その後、李世民は、兄の李建成を殺害し、第2代の皇帝太宗（在位626～649年）になりました。

庚辰，立世子建成為皇太子，封世民為秦王，元吉齊王。

(中華書局版『新唐書』本紀／高祖皇帝、P. 6)

李世民（太宗）が秦王に封じられた上記の記事と同様の記事は『舊唐書』にもあります。

庚辰，立世子建成為皇太子。封太宗為秦王，齊國公元吉為齊王。

(中華書局版『舊唐書』本紀／高祖李淵、P7)

このように、皇帝の長男は世継ぎである皇太子になりますので、皇帝の次男や三男、ときには楊浩のように甥が、皇帝を支える役割を担う一人として秦王に封じられています。秦王以外にも、皇帝を支える王には、晋王、魏王、呉王、蜀王、漢王、燕王、越王など中国の国名が付けられています。こうした国名の付いた王の中で、隋の文帝や煬帝、唐の高祖の時代、つまり、隋末から初唐には、秦王の地位は、皇太子に次ぐほどの上位にあったといえるでしょう。長男は皇太子として皇帝の留守を守る機会が多くなりますが、これに対して、秦王は、必然的に対外的、軍事的な役割を担う機会が増えることとなります。とりわけ、李世民は、隋の煬帝が突厥に包囲されたときに従軍し煬帝救出に尽力し、さらに賊の討伐に出かけた父・李淵が包囲されたときに救援するなど、秦王になる前から戦功がめざましかったとされます。さらに秦王になった以降も李世民は優れた軍事的才能を發揮し、次のとおり薛仁果・劉武周・王世充などを平定しました。

(武徳元年) 秦王大破薛仁果於淺水原，降之，隴右平。

『舊唐書』本紀／高祖李淵P. 8)
(武徳二年) 乙卯、秦王世民討劉武周，軍于蒲州，為諸軍聲援。

『舊唐書』本紀／高祖李淵P. 10)
(武徳三年) 秋七月壬戌，命秦王率諸軍討王世充。遣皇太子鎮蒲州，以備突厥。

『舊唐書』本紀／高祖李淵P. 11)

こうした中国の事例に従うと、倭國伝に記述された秦王國は、倭王を対外的、軍事的に助け支える秦王が居る國ということになります。つまり、秦王は、倭王の実子などで、倭王をサポートする将軍の役割を担うことになります。

したがって、秦王國は、倭王が居る国ではありません。秦王國は、倭王が居る宗主国を支える国であって倭王を補佐するため宗主国の近くに所在したと考えられますから、竹斯國が宗主国との理解で間違いないと思います。

『隋書』の編者は、当時の常識に立てば十分に読み手に理解されるように書いており、秦王國を示すことにより宗主国が竹斯國であると、おのずから分かるようにしていると思われる。秦王國は倭王を支える秦王が住む国で、宗主国である竹斯國に從属する国という位置づけになります。

4 秦王國の位置について

又東至一支國，又至竹斯國，又東至秦王國・・・
・<略>・・・又經十餘國達於海岸

(中華書局版『隋書』倭國、P1827)

さらに東に一支國に至り、さらに竹斯國に至り、さらに東にして秦王國に至れり・・・また十余國を経て海岸に達する。

(読み下しは泉城による。以下同じ)

秦王國への道筋は単純です。都斯麻國から東へ一支國、一支國から九州本島の竹斯國へ行き、その東に秦王國があります。九州本島の竹斯國に着いてからは『魏志』倭人伝と同様に陸行でしょう。竹斯國から秦王國へ行く途中に国は記されませんので、秦王國は竹斯國に隣接します。そして九州本島の東海岸に達するまで、十余国ありますから、秦王國は竹斯國のすぐ東隣に位置しないと辻褄があわないでしょう。

さて、秦王國は、竹斯國の東隣りとすれば、ほぼわかったも同然ですが、といいつつも所在は漠然としています。

まず、竹斯國の位置について遺跡と史料から確認します。持統紀の記述が参考になります。

(持統二年春二月) 己亥、饗霜林等於筑紫館、賜物各有差。

(持統三年) 九月丙辰朔戊寅、饗耽羅佐平加羅等於筑紫館、賜物各有差。

持統二年(688年)、持統三年(689年)に筑紫館の記事があります。筑紫館は、その名が示すとおり竹斯國內にあると考えられます。筑紫館の遺構は、福岡城跡(平和台球場跡)にありますので、竹斯國は博多湾岸、現在の福岡にあったと考えてよいでしょう。

ところで、倭國伝の方角は、本来、東南方向にある対馬から壱岐を「東」と記すように、大柁の方向を示した書きぶりです。ですから、竹斯國の東と言っても、それは対馬から壱岐の方角と同じ程度に幅広く考えなければなりません。



周(紀元前1046年頃～紀元前256年)においては、天子の国政を助けるために太師、太傅、太保の三公を置きましたが、晋(265～420年)には「師」が景帝・司馬師の諱であることから太師を太宰と称しました。つまり晋では三公を太宰、太傅、太保と呼びました。

『宋書』倭國伝(中華書局版、P. 2395)によれば、倭王武は、昇明二年(478年)に上表し「竊自假開府儀同三司」(竊に自ら開府儀同三司を仮稱す)とあります。「開府儀同三司」は「三公以外で開府を許された者」のことであり、5世紀から中国の制度はよく承知されていたのです。そして、三公にならって太宰府、太傅府、太保府を開府したと考えられます。三公の中でも特

に太宰は、外交・軍事などにあたる役割を持ち、その太宰の役所は太宰府と称しますので、これは現在の太宰府市にあったと考えられます。

一方、秦王は、対外的・軍事的な役割を担っていましたから、まさに太宰府の役所の役割である外交・軍事と同一の役割を担っています。

役割の同一性を考えると、秦王國は太宰府という役所を包含した国であって秦王が居する国であったと思われます。

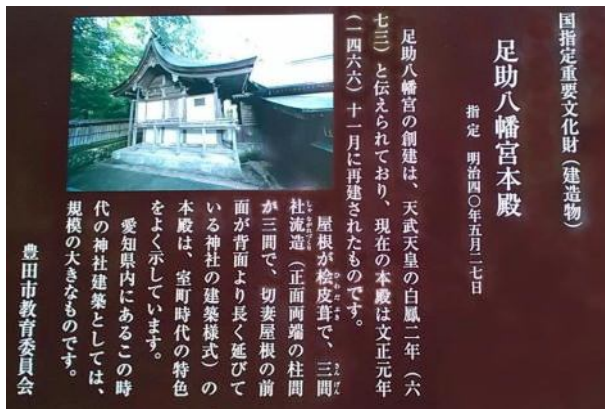
つまり、秦王國の中心は大宰府であり、秦王はここに居していたと私は考えます。

また古代逸年号を見つけたよ

名古屋市 石田敬一

愛知県で紅葉が有名な観光地は、前回の本誌で紹介した「白雉」開山の寂光院のほか、香嵐溪があります。紅葉の時期には大勢の観光客でにぎわい飯田街道が渋滞します。この街道を挟んで香嵐溪の対面に足助八幡宮があります。最近、この足助八幡宮の創建が天武天皇の御代、白鳳二年ということを知りました。白鳳二年は通常、西暦662年とされますが、おもしろいことに足助八幡宮では673年とされます。

身近な観光地に「白鳳」があったということで書き留めておきます。



本殿の看板に創建が白鳳二年と示されています。

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会で発表する際は資料を20部用意ください。

9月20日例会の報告

講演概要

■ 推古十一年の冠位十二階

瀬戸市 林 伸禧

推古紀に記述された冠位十二階は、「革命勘文」と『隋書』倭国伝での順位の一部が異なることを始め、様々な疑問がある。これらの疑問に関係する記事から、推古紀の冠位十二階は、九州王朝の冠位制度の盗用、又は九州王朝の影響下で施行された制度と思われる。

■ 冠位十二階の順位 名古屋市 石田敬一

『隋書』と書紀の順位は共に正しく『隋書』が内官を冠位授与の対象としていたのを書紀は外官にまで対象を拡大したとする案を提示した。

■ 九州年号-3 (白鳳その2)

名古屋市 佐藤章司

朝倉橋広庭宮は、紫宸殿や天皇の地名が残る伊予(越智国)にあり、斉明(中皇命)を継いだ皇后(中宮天皇)が白鳳と改元し、中宮天皇を大皇弟が補佐したと主張した。

例会の予定

■ 10月例会 (注) 第1日曜日開催です。

テーマ : 万葉集と九州王朝

講師 : 竹蔦正雄氏

(1) 日時 10月4日(日) 13:30~17:00

(2) 場所

名古屋市市政資料館 第1集会室

名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

(3) 参加料 500円 (会員は不要)

(4) 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

(5) 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台 + α 収容(無料)

■ 次の会報誌183号(11月号)への投稿締め切りは、10月31日(土)です。